

(仮称) 本庄シャトル便ご利用案内

★企画課 ☎1157



10月1日(火)からスタート予定の「(仮称)本庄シャトル便」は、これまで路線バスの運行がなかった本庄駅～本庄早稲田駅間を、ワゴン車で定期運行するサービスです。

7月号でお知らせした「デマンド交通」と違い、時刻表に基づき停留所から利用できます。予約は必要ありません。

(仮称)本庄シャトル便の沿線には、さいたま地方法務局本庄出張所や本庄総合病院、ベイシアゲート本庄早稲田などがあります。

「デマンド交通(本庄北地域・本庄南地域)」や路線バスなどにも乗り継ぐことができ、割引制度もあります。どうぞご利用ください。

運行日時 毎日 運行時間 午前9時～午後7時
料金 大人200円・小学生100円

◆本庄シャトル便時刻表 (※事業申請中のため、変更する場合があります。)

① 本庄駅南口	9:00	9:32	10:07	10:47	11:27	12:07	13:37	14:17	14:57	15:47	16:27	17:07	18:07	18:47
② 駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:49	11:29	12:09	13:39	14:19	14:59	15:49	16:29	17:09	18:09	18:49
③ 南本町	9:03	9:35	10:10	10:50	11:30	12:10	13:40	14:20	15:00	15:50	16:30	17:10	18:10	18:50
④ けや木	9:05	9:37	10:12	10:52	11:32	12:12	13:42	14:22	15:02	15:52	16:32	17:12	18:12	18:52
⑤ 新田原	9:06	9:38	10:13	10:53	11:33	12:13	13:43	14:23	15:03	15:53	16:33	17:13	18:13	18:53
⑥ 法務局南	9:07	9:39	10:14	10:54	11:34	12:14	13:44	14:24	15:04	15:54	16:34	17:14	18:14	18:54
⑦ 久下塚	9:09	9:41	10:16	10:56	11:36	12:16	13:46	14:26	15:06	15:56	16:36	17:16	18:16	18:56
⑧ 本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:00	11:40	12:20	13:50	14:30	15:10	16:00	16:40	17:20	18:20	19:00
⑧ 本庄早稲田駅北口	9:15	9:50	10:30	11:10	11:50		13:20	14:00	14:40	15:30	16:10	16:50	17:50	18:30
⑦ 久下塚	9:17	9:52	10:32	11:12	11:52		13:22	14:02	14:42	15:32	16:12	16:52	17:52	18:32
⑥ 法務局南	9:19	9:54	10:34	11:14	11:54		13:24	14:04	14:44	15:34	16:14	16:54	17:54	18:34
⑤ 新田原	9:20	9:55	10:35	11:15	11:55		13:25	14:05	14:45	15:35	16:15	16:55	17:55	18:35
④ けや木	9:21	9:56	10:36	11:16	11:56		13:26	14:06	14:46	15:36	16:16	16:56	17:56	18:36
③ 南本町	9:23	9:58	10:38	11:18	11:58		13:28	14:08	14:48	15:38	16:18	16:58	17:58	18:38
② 駅南交番前	9:24	9:59	10:39	11:19	11:59		13:29	14:09	14:49	15:39	16:19	16:59	17:59	18:39
① 本庄駅南口	9:28	10:03	10:43	11:23	12:03		13:33	14:13	14:53	15:43	16:23	17:03	18:03	18:43

～あなたも無料で貸自転車に乗ってみませんか?～

コミュニティサイクル社会実験にご参加ください

「コミュニティサイクル」とは、街の中に複数のサイクルポート(自転車の貸し出し、返却をする場所)を設置して、どのサイクルポートでも自転車の貸し出しや返却ができるシステムのことで、

社会実験では、利用していただいた人にアンケートをお願いし、自転車走行のよりよい環境づくりを検討していきます。

日常生活の身近な移動手段である自転車の利用環境の充実のために、ぜひご協力ください。

期間 9月1日(日)～11月30日(土)

時間 午前7時30分～午後6時30分

料金 無料

サイクルポート(3か所) ※台数に限りがあります。

- ・本庄早稲田駅北口
- ・本庄駅南口
- ・本庄駅北口サイクルセンター矢代



6月号から特集でお知らせしている「新しい市内交通サービス」3回目の8月号では、(仮称)本庄シャトル便の停留所と時刻表をお知らせします。

第7次住居表示整備事業 「本庄市児玉町児玉南1丁目～4丁目」

8月5日から新しい町名が誕生します

市では、児玉南土地区画整理事業の完了に合わせ、住居表示整備事業を進めてきました。

8月5日(月)から新しい町名が誕生し、住所も街区方式により新たに表示(下図参照)されます。

これにより、従来の地番による複雑な住所が解消され、配達物や救急車両の到着がスムーズになるなど、住環境の向上が見込まれます。住居表示が実施されることで、「自治会等が変わってしまうのでは?」と心配する声も聞かれますが、自治会や通学区などの区域に変更はありません。

なお、区域内にお住まいの人は、市が職権で変更する住民登録などを除き、個人の契約等で住所変更の手続きが必要になる場合があります。配布したパンフレット「新しい住居表示のご案内」をご覧ください。★危機管理課 ☎1184

第7次住居表示街区割図 ※各街区内の数字は「街区番号」です。



新しい郵便番号・住所の表示は、下のようになります。

◎郵便番号 367-0218

◎住所の表示(住居表示)

例: 児玉浄水場

本庄市

児玉町児玉南2丁目 16番 14号

町名

住居番号
街区番号

～住居表示区域内にお住まいの人へ～

住居表示区域内で建物の新築等が行われた場合、その住所を決定するためには「住居番号の付定」が必要です。

児玉町児玉南地区を含む市内全ての住居表示区域内で、建物の新築・改築等をする人は、市民課(市役所1階)で「住居番号付定申請」の手続きをお願いします。

＊お問い合わせは下記へ

★市民課 ☎1113

